

あゆみ東保育園 2025 年度 重要事項説明書

1、施設運営主体

名 称	社会福祉法人 大阪あゆみ福祉会
所 在 地	大阪府中央区中寺 1-1-49
電 話 番 号	06-6766-5388
代表者氏名	理事長 國本依伸

2、利用施設

施 設 の 種 類	保育所		
施 設 の 名 称	あゆみ東保育園		
施 設 の 所 在 地	大阪府中央区龍造寺町 1-7		
連 絡 先	電話番号	06-6766-6772	FAX 06-6766-6773
管 理 者	園長 古川由美		
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
認 可 定 員	0 歳児	12 人	1 歳児 15 人
	2 歳児	18 人	3 歳児 20 人
	4 歳児	25 人	5 歳児 25 人
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童		60 人
	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童		33 人
	満 1 歳未満の児童		9 人
開 設 年 月 日	平成 28 年 9 月 1 日		
事 業 所 番 号	2710051005637		

3、施設の目的・運営方針

あゆみ東保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4、当園における施設・設備等の概要

- (1) 施 設 （本園）

敷 地		701.52 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建
	延べ面積	998.01 m ²
園 庭		地上園庭 237.50 m ² 屋上 107.50 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ひよこ組 (満 0 歳児クラス)
ほふく室	1 室	あひる組 (満 1 歳児クラス)
保育室	4 室	うさぎ組 (満 2 歳児クラス) こぐま組 (満 3 歳児クラス) きりん組 (満 4 歳児クラス) ぞう組 (満 5 歳児クラス) について各 1 室
遊戯室 (ホール)	1 室	
食堂 (1 階ホール)	1 室	3 歳児以上は 1 階ホールで食事をする
調理室	1 室	
事務室	1 室	

5、当園における保育の方針

- (1) 良く食べ、よく遊ぶ元気な子
- (2) 仲間を大切にする子
- (3) 自分で考え行動できる子

6、提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 13 に記載する時間において、保育をします。

- (2) その他

地域活動・育児相談・お話しの会・他

- (3) 送迎

保護者による送迎を原則とします。

7、職員の職種、員数及び職務の内容

4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長 (主任)	園長の代行、補佐、命令を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育業務を行う	22	15	7	
調理員	子どもに提供する食事の管理・調理	3	2	1	

【職 員】 27 名 （園長、主任、保育士、調理師）アルバイト・パート等

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。9

【保育内容】 生後 3 ヶ月保育、長時間保育、延長保育、身体づくり、健康管理、生活習慣、遊び、課業

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（ 7：00～19：00 ）のうち8時間
主任保育士	正規の勤務時間帯（ 7：00～19：00 ）のうち8時間
保育士	正規の勤務時間帯（ 7：00～19：00 ）のうち8時間
調理師	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：00 ）のうち8時間
管理栄養士	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：00 ）のうち8時間

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

8、保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月4日）及び祝祭日・3月の最終土曜日は休園となります。

（保護者の協力のもとに行う予定です。）

9、保育を提供する時間

（1） 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）大阪市が設定している標準時間保育の延長料金に準じ一日につき、延長時間30分以内280円、31分以上300円で設定をしています。利用代金の支払いにつきましては毎月の集金日に徴収させていただきます。

（2） 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上、保護者ごとに個別に決定します）。なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から18時までの範囲内で、時間外保育をいたします

（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要になります。）大阪市が設定している短時間保育の延長料金に準じ一日につき、延長時間30分以内280円、31分以上300円で設定をしています。利用代金の支払いにつきましては毎月の集金日に徴収させていただきます。

10、給 食

- ・ 保育園では自園調理を行っています。ただし、行事によってはお弁当の日もあります。
- ・ 「食べる」事は子どもの成長にとってとても大切です。
 - ① 離乳食早期の卵、牛乳は避けた献立にしています。
 - ② 幼児・乳児とも和食中心で献立を立てています。
 - ③ 出来るだけ安全な食材を使用するようにしています。
- ・ 毎月献立表を発行しますので、ご家庭の食事と重複しないように配慮してください。給食ニュースは、食についての参考に使ってください。
- ・ 3歳児以上の給食主食費、副食費は別途徴収します
- ・ 0歳の粉ミルクは、ドライミルクはぐくみ(森永)です。ご協力ください。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時00分頃	11時10分頃	15時頃	
1歳児	9時00分頃	11時10分頃	15時頃	
2歳児		11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時20分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

- ・ アレルギー対応について (別紙参照)

※ 食物アレルギーについては、医師の診断を基に保育園と保護者と相談の上、対応を決定します。

11、利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12、利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13、保育時間

《 開園時間	午前7時00分	閉園時間	午後7時00分	》
	平 日	午前7時00分～午後6時00分		
	土曜日	午前7時00分～午後6時00分		
《基本保育時間》	平 日	午前8時30分～午後4時30分		
《時間外保育時間》	平 日	午前7時00分～午前8時30分		
	平 日	午後4時30分～午後6時00分		

◎土曜日の保育において、午前 7 時～8 時、午後 5 時～6 時の保育を利用される方は、事前に申請書類が必要です。

◎勤務時間や通勤時間のため、基本の時間内に送り迎えができない場合、園長まで申し出てください。

14、延長保育

平 日 午後 6 時～7 時（土曜日は 17：30 までの為、延長保育はありません）

《19 時には園を出られるようにしてください》

満 1 歳までは 6 時 30 分までの延長保育にご協力ください。

*延長保育については申請書類、利用料が必要です。

利用する前月の 25 日までに申請して下さい。

30 分利用（18：00～18：30 まで） 月額 2,700 円

60 分利用（18：00～19：00 まで） 月額 2,900 円

【月単位の利用となります】

標準時間認定・短時間認定の延長保育につきましては 1 回につき 30 分以内は 280 円、30 分以上～60 分までは 300 円を設定しています。利用代金の支払いにつきましては別途、月初めに徴収させていただきます。

15、保育を行わない日

・日曜日、祝祭日

・冬期休園(12 月 29 日～1 月 4 日)

* 1 月 4 日は保護者のご理解で休園日とする予定です。

・ 3 月最終の土曜日

* 保育の総括・次年度準備のため、保護者のご理解で休園とする予定です。

・卒園式の日は、4 歳児以下はお休みになります。

*全職員で式典参列のため、保護者のご理解で休園とする予定です。

・その他、気象状況などで、休園になることがあります。

* 暴風警報、特別警報の発令（大雨・暴風・津波・暴風雪・大雪）

※夏期協力期間はお仕事の方のみの保育になります。ご協力お願いします。

※朝 6 時の時点で暴風波浪警報、特別警報が発令されていると休園になりますが、警報が 9 時 30 分までに解除された場合は、解除された時間から 1 時間後より平常保育をします。又、保育中に暴風波浪警報が発令された場合はすぐにお迎えに来て下さい。

地震は、大阪市内 24 区いずれか 1 区で震度 5 弱以上の時は、自宅待機をお願いします。

16、 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	うえに生協診療所
医院長名又は医師名	赤松 功博
所 在 地	大阪府中央区玉造 1-8-7
電 話 番 号	0 6 - 4 3 0 4 - 3 1 2 0

(2) 歯科

医療機関の名称	森の宮 歯科
医院長名又は医師名	池田 善一
所 在 地	大阪市東成区中道 1 丁目 10 番 35 号
電 話 番 号	0 6 - 6 9 7 5 - 0 8 4 1

【緊急時の対応】

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘱託医・保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17、非常災害時の対策

- ・非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施しています。

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。																
防災設備	<table><tr><td>・自動火災報知機</td><td>有</td><td>・誘 導 灯</td><td>有</td></tr><tr><td>・ガス漏れ報知機</td><td>無</td><td>・非常警報装置</td><td>有</td></tr><tr><td>・非常用電源</td><td>無</td><td>・スプリンクラー</td><td>無</td></tr><tr><td>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理</td><td>有</td><td></td><td></td></tr></table>	・自動火災報知機	有	・誘 導 灯	有	・ガス漏れ報知機	無	・非常警報装置	有	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	有		
・自動火災報知機	有	・誘 導 灯	有														
・ガス漏れ報知機	無	・非常警報装置	有														
・非常用電源	無	・スプリンクラー	無														
・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	有																
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。																

- ・大阪市内にて震度 5 弱以上の地震が発生した時は、自宅待機となり、場合により休園になります。また、保育中の同レベルの地震発生時は、早急に保育園までお迎えに来てください。

18、要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<table><tr><td>・窓口担当者</td><td>主任保育士</td></tr><tr><td>・ご利用時間</td><td>9 : 00 ~ 17 : 00</td></tr><tr><td>・電話番号</td><td>0 6 - 6 7 6 6 - 6 7 7 2</td></tr><tr><td>F A X</td><td>0 6 - 6 7 6 6 - 6 7 7 3</td></tr><tr><td colspan="2">担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</td></tr></table>	・窓口担当者	主任保育士	・ご利用時間	9 : 00 ~ 17 : 00	・電話番号	0 6 - 6 7 6 6 - 6 7 7 2	F A X	0 6 - 6 7 6 6 - 6 7 7 3	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
・窓口担当者	主任保育士										
・ご利用時間	9 : 00 ~ 17 : 00										
・電話番号	0 6 - 6 7 6 6 - 6 7 7 2										
F A X	0 6 - 6 7 6 6 - 6 7 7 3										
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。											
第三者委員	<table><tr><td>桐谷とみえ</td><td>電話番号 0 6 - 6 7 6 6 - 6 7 7 2</td></tr><tr><td></td><td><u>当法人 監事</u></td></tr></table>	桐谷とみえ	電話番号 0 6 - 6 7 6 6 - 6 7 7 2		<u>当法人 監事</u>						
桐谷とみえ	電話番号 0 6 - 6 7 6 6 - 6 7 7 2										
	<u>当法人 監事</u>										

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19、利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。（保険の範囲内でお支払します）

保険の種類	保育園賠償責任保険・災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター） 園児事故対策共済（大阪私立保育園連盟）
保険の内容	賠償、災害、事故に対する医療費等の給付

20、園児の利用定員・利用状況

(4月1日現在)

保育を必要とする3歳以上児が2号認定の子ども 【57人】
保育を必要とする3歳未満児が3号認定の子どものうち、満1歳以上の子どもが 【33人】
3号認定の子どものうち、満1歳未満の子ども 【9人】

利用定員数は下記の通り

《4月1日現在》

	利用定員数	R6年度	R5年度	R4年度
0歳児	9人	9人	9人	12人
1歳児	15人	15人	15人	15人
2歳児	18人	18人	18人	18人
3歳児	20人	18人	20人	19人
4歳児	20人	20人	17人	20人
5歳児	20人	17人	20人	20人

21、特別支援教育・障がい児保育の取組状況

・地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

22、虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

23、第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	R6年度受審	
自己評価の実施状況	R6年度実施	保育士等についても実施

24、勧告等の公表状況

子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし（ある場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

25、当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、営利活動等について	利用者に対する宗教活動、営利活動はご遠慮ください。

26、利用者負担金、その他の費用・種類について

- ・ 保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとします。
- ・ 支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他、やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとします。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付金を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書交付その他必要な措置を講じるものとします。
- ・ 前二項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとします。
- ・ 出席の有無にかかわらず、在籍の場合は保育料その他の諸費についても、規定どおり納めていただきます
- ・ 特別活動費や主食費、延長保育料、副食費、その他の毎月決まった費用は、申し込みされた銀行口座より引き落としさせていただきます。引き落とし日は毎月 6 日です。6 日が、土・日・祝祭日の場合は、翌日もしくは翌々日の平日に引き落としとなります。乳児（0～2 歳児）の特別活動費につきましては、6 月に年払い（@ 200 円×12 か月）でお願いします。
- ・ 給食費の徴収にいて
「幼児教育・保育の無償化」に伴い、保育料は無償になりましたが、副食費（おかず代）については、引き続き保護者負担になり、各園での徴収になります。上記同様申し込みされた銀行口座より引き落としさせていただきます。
主食費（月額）1500 円 副食費（月額）4800 円 *3 歳児以上 （別紙参照）
- ・ レンタル布団は月始めで徴収になりますが、レンタルオムツは翌月払いになります。

27、個人情報の取扱い

利用目的

あゆみ保育園では、園児に関する日々の保育、健康管理、必要時の連絡のため、保育園の円滑な運営に必要な範囲の使用を目的とします。

1. 個人情報の項目 氏名、生年月日、写真など
2. 情報の開示方法 園だより、クラスだより、ホームページ、写真掲示、絵画展、発育歴など

当園ではホームページのブログ内で保育中の写真を公開することがあります。個人が特定できるような園児などの氏名・生年月日・住所などの個人情報は記載しません。また顔が隠れるようにマークやスタンプを使用して個人が特定できないようにします。しかし、事前に園児の写真等について拒否の申し出があった場合には配慮いたします。

情報の保護

あゆみ保育園では取得した個人情報は、第三者によって不当に扱われることがないように適切に管理いたします。第三者への個人情報の開示は原則としていたしません。ただし、下記の場合は開示することがあります。

※ 保護者の承諾がある場合

※ 法令により開示を求められた場合

※ 保育所の嘱託医など、その他保育所運営に必要な業務委託先

（個人情報の保護に関する確認書を締結した委託先）に個人情報を提供する場合

個人情報利用の制限

あゆみ保育園では、園児とその保護者の個人情報について訂正・追加・利用停止を求める権利を有していることを確認し、申し出があった場合は速やかに対応いたします。ただし、あゆみ保育園の福祉に反する場合、法令等に反する場合、保育園の運営に支障をきたすような場合は除きます。

個人情報の取り扱いに関する問い合わせは下記までご連絡ください。

あゆみ東保育園 ☎ 06-6766-6772

窓口	あゆみ東保育園	主任
責任者	あゆみ東保育園	園長